## ２－４．試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明する書面の様式・記載例

|  |
| --- |
| 試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に  実施することができるものであることを説明する書面  設立しようとする組合は、以下のとおり、試験研究が組合員が協同して行うことによって効率的に実施することができるものであることを説明します。  １．○○の融合による効率的実施  　○○に関する試験研究は、○○の解析、○○の○○化、及び○○の最適化などの要素を組み合わせて、○○装置の高性能化及び省エネ化を図るものであり、○○メーカー及び○○関連会社が協同して試験研究を行うことにより、効率的な実施が可能になる。具体的には、以下のとおり。  （１）○○材料の解析技術を有する○○（株）と焼結に係る○○技術を有する○○（株）が協同して試験研究を行うことにより、○○素子の○○化に係る開発を加速することが可能。  （２）○○（株）が有する○○フィルターの○○化技術と、○○社が有する○○液の○○反応に関する技術を組み合わせる相乗効果により、○○の浄化能力を飛躍的に高めることが可能。  （３）○○○○・・・  ２．○○の共同利用による効率的実施  　○○関連材料を開発する○○（株）、○○（株）及び（株）○○が、各社に共通の○○基盤技術を開発するため、○○関連装置を共通で使用することにより、重複投資を避ける事が可能。 |